

学術大会参加費の減額に関する申し合わせ

- 減額対象者は以下の条件を満たす者とする。
 - 本学会会員で、かつ大学院生（社会人大学院生を除く）および常勤（給与なし）の医員であることが証明された者。
 - 本学会会員の開設医院あるいは勤務病院・医院に所属するコ・デンタルスタッフ（歯科衛生士、歯科技工士、歯科助手、その他）であることが証明された者。
- 減額は、登録費の 50% とする。
- 減額対象者の資格証明方法について
 - 大学院生（社会人大学院生を除く）および常勤（給与なし）の医員は、所属大学主任教授発行の証明書を提出する。
 - コ・デンタルスタッフは、東北矯正歯科学会会員発行の証明書を提出する。
 - 所定の様式に従って作成された証明書のみ有効とする。
- 減額対象者の登録方法について
 - 事前登録あるいは当日登録のいずれかにおいて行う。
 - 事前登録を行う者は、証明書を郵送または E メールに添付して事前に学会事務局へ提出し、併せて事前登録費を納める。
 - 当日登録を行う者は、受付において証明書を提出し、当日登録費を納める。
- 資格証明に不正があることが判明した場合は、証明書発行者を含め、しかるべき処置を講じることとする。
- 減額措置は第 18 回学術大会（2002 年）から実施する。
- 減額措置については、学術大会案内、学術大会プログラムなどを通じて周知することとする。

-----キ---リ---ト---リ---線-----

証 明 書

(第 42 回 東北矯正歯科学会学術大会・登録費減額用)

氏 名:

身 分: 上記の者は、本機関の

- 大学院生
 - 常勤（給与なし）の医員
 - コ・デンタルスタッフ
- であることを証明する。

年 月 日

証明者（東北矯正歯科学会会員に限る）署名:

所 属: